

公 示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則に準拠した、日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則、スピード競技開催規定、国内競技車両規則及びその附則並びに本競技会の特別規則書に従い開催される。

第1条 競技会の名称

2019年 JAF関東ダートトライアル選手権 第2戦

JMRC関東ダートトライアルシリーズ

〈JMRC 全国オールスター選抜戦〉

MARC Super Performance DIRT TRIAL 2019

第2条 競技種目

ダートトライアル競技

第3条 競技会の格

JAF公認 準国内競技

第4条 開催日

2019年4月14日（日） オートランド千葉第1コース
〒265-0072 千葉県千葉市若葉区谷当町 70

第5条 開催場所

第6条 オーガナイザー

メンズ・アドベンチャー・ラリースト・クラブ（MARC）

代表者 関口 公二

チーム・ウォーター・スピナー（TWS）

代表者 小宮 昇

第7条 大会役員

組織委員長 蟻原 力

組織委員 山口 誠二 山口 美和

第8条 審査委員

審査委員長 小川 光夫（ターマック）

審査委員 高井 宏之（WJK）

第9条 競技役員

競技長：関口 公二 コース委員長：池田 啓一

技術委員長：関口 公二 計時委員長：小林 日出一

事務局長：蟻原 力 救急委員長：山口 誠二

第10条 タイムスケジュール

ゲートオープン 6:00 ~

参加確認受付 6:30 ~ 7:30

車両検査 7:00 ~ 8:00

慣熟歩行 7:40 ~ 8:30

ドライバーズブリーフィング 8:35 ~

第1ヒート 9:00（予定）

第11条 参加申込

①参加料：1名 15,000円

②方法：a 参加料と申込用紙を現金書留にて郵送。

b 参加料を銀行振込。

申込用紙を郵送又はメール添付。

※メール添付は当日捺印またはサイン必要。

③期間：3月23日（土）～ 4月6日（土）必着

④郵送先：〒300-0812 茨城県土浦市下高津 1-2-20
染谷自動車工業 染谷 雄一郎 宛
090-4222-0991

⑤問合せ：MARC事務局 蟻原 力（エビハラツトム）

FAX：0297-38-0088

携帯：090-3045-3394

E-mail：marc.ebihara@r3.dion.ne.jp

⑥振込先：じぶん銀行 あいいろ支店

口座番号 3844943 エビハラツトム

⑦不受理：参加受理されなかった場合は、事務手数料 1,000 円を差し引いて参加料は返還される。

第12条 参加資格

有効な運転免許持正と当該有効なJAF競技運転者許可証の所持者とする。また、同一車両による重複参加は2回（2名）までとする。尚、前年度の全日本選手権各部門各クラスの上位1名までに認定されたシードドライバーは、本競技会への参加は認められない。

第13条 参加台数

原則130台までとし、締切り期間内であっても締切る事がある。

第14条 賞 典

各クラス6位まで（但し、各クラス参加台数の30%以内）楯及び副賞 各クラス1位から3位まで、JAFメダル

第15条 その他の事項

①公式通知の掲示場所：本部附掲掲示板

②ドライバーズブリーフィング：本部附

③慣熟歩行（歩行）：原則として慣熟歩行は行わない。

タイムスケジュール記載の時間内に従い各自歩行にて行う。

第16条 参加車両及び競技クラス区分

N1500&PN1：気筒容積 1500cc 以下の2輪駆動のN車両で排気ガス規制が平成 12 年度以降の適合車両及び気筒容積 1600cc 以下の2輪駆動のPN車両とシA E車両を含む

PN2&PN3：気筒容積 1600cc を超える2輪駆動のPN車両のうちのFIA/JAF 公認発行年またはJAF 登録年が2012年1月1日以降の車両

N 1：2輪駆動のN車両及び気筒容積 1600cc 以下の4輪駆動のN車両

N 2：気筒容積 1600cc を超える4輪駆動のN車両

S 1：2輪駆動のSA、SAX、SC、B車両

S 2：4輪駆動のSA、SAX、SC、B車両

D：排気量及び駆動方式による制限無しでのD車両

※過給機付きの車両の気筒容積は 1.7 倍換算する。

※SC及びD車両は触媒装置を装着すること。

第17条 車両検査及び再車両検査

①車両検査は、特別規則書又は公式通知に示されるタイムスケジュールに従って受けなければならない。車両検査を受けない場合及び結果不適切と判断された場合には出走出来ない。

②参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を車両公認書、車両諸元表又はカタログ等を提示し証明しなければならない。

③公認車両検査から正式発表まで車両保管とする。

④競技終了後、入賞車両は原則として再車両検査を行う。

⑤再車両検査、技術委員長が行う臨時の車両検査を拒否又は受けなかった場合は失格とする。

⑥ゼッケン番号はオーガナイザーが決定し、ゼッケンはオーガナイザーが用意したものを使用し指定された位置に正しく貼り付ける。

第18条 スタート方法

①スタートは原則として、ゼッケン順に行う。

②スタート方法は、ランニングスタートとする。

第19条 一般安全規定

①全ての車両は乗員保護のためJAF国内競技車両規則に準ずる6点式以上のロールバーを装着すること。

②競技中は、運転席の窓及びサンルーフは全閉すること。

競技会場内に限り、運転席側の窓内側にネットを装着する事が出来る。

その場合、ネットは以下の使用でなければならず、窓の開閉部をステアリングホイールの中心まで塞がなければならない。

・材質：耐摩耗性のあるもの ・帯の最小サイズ：19mm

・網目の最小サイズ：25×25mm ・網目の最大サイズ：60×60mm

・装着要領：脱着可能であること

ロールバーにネットを装着する場合、ロールバーに加工を施してはならない。

取付具を用いて装着する場合、取付具が突起物とならないこと。

③全ての車両は適用車両規則に合った4点以上の安全ベルトを装着すること。

④パドック内でのウォームアップランやブレーキテストを禁止する。

⑤エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジットトラック（通称ウマ）を用いドライバー又はメカニックが同乗すること。それ以外は禁止とする。

⑥パドック内に燃料を保管する場合は、消防法に適合した金属製の携行缶に保管し、総量20リッター以上の燃料を持ち込んではならない。

⑦パドック内で給油する場合は、粉末消火器（国家検定合格済みの薬剤質量3kg以上）を準備し給油すること。

⑧競技会技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。

特別規則書

JAF関東ダートトライアル選手権
JMRC 関東ダートトライアルシリーズ
JMRCオールスター選抜戦

2019年
第2戦

MARC
Super Performance
DIRT TRIAL

開催日：2019年 4月14日(日)

開催場所：オートランド千葉第1コース

主催：MARC

タダ・アドバンサー・リフト・クワ

TWS

チーム・ウォーター・スピナ

協力：JMRC関東ダートトライアル部会

JMRC関東千葉県支部ダートトライアル部会

JMRC関東茨城県支部ダートトライアル部会

協賛：住友ゴム工業株式会社

中央ダンロップ株式会社

第20条 競技運転者の装備

①競技中は長袖、長ズボン、シューズ、レーシンググローブを装着の事。

②競技ヘルメットは、JAF国内競技車両規則の「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に適合するものを着用すること。適合をラベル等で証明出来ること。

第21条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す旗信号によって伝達される。日章旗もしくはシグナルランプ：スタート合図

黄旗：真上に指示 パイロン移動又は転倒確認

黒旗：ミスコース

赤旗：危険有り直ちに停止せよ

緑旗：コースクリア

チェッカー旗：ゴール合図

第22条 計時

①計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時終了する。

②計測は、自動計測機器又は2個以上のストップウォッチを使用し 1/100 秒以上まで計測し、その計測結果を成績とする。万一自動計測機器の故障等が発生した場合に限り2個以上のストップウォッチの平均タイム1/100秒を成績とする。

第23条 ペナルティー

①コース上の指定されたパイロンに対し、移動又は転倒が判断された場合、1個につき5秒を当該走行タイムに加算する。

②スタート合図後、10秒を経過してもコントロールラインを通過しない場合は、当該ヒートの出走資格を失う。

③スタート後、3分を経過しても最終コントロールラインに達しない場合、当該ヒートを無効とする。

第24条 失格規定

本競技会において次の行為を行った場合は失格とする。

①理由なく第28条を守らない者

②不正行為を行った者。

③コースアウト等で他人及び施設等に重大な損害を与えた者。

④車両保管中、申告無しに競技車両を持ち出したり修理を行った場合。

第25条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議をする権利を有する。但し、国内競技規則 4-19 によるオーガナイザーの行う「参加申し込みの可否」及び審判員の判定に対する抗議は出来ない。尚、抗議時間は国内競技車両規則 12-3 に従う事。

①抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、「自動車競技に関する申請・登録手数料規定」第17条に規定する抗議料 20,300円を添えて競技長に提出する事。

②抗議料は、抗議が正当と裁定された場合のみ返還される。

③抗議による車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当とされなかった場合は抗議提出者、正当と判断された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は技術委員長が算定する。

④コース委員長の判断及び計時装置に関する抗議は出来ない。

⑤当該競技会審査委員会の裁定結果は、掲示板にて公開される。

第26条 競技会の延期・中止又は短縮

①競技会審査委員会は、保安上又は不可抗力の理由で競技会の延期・中止・走行距離の短縮・競技回数の変更を行う事が出来る。

②競技会審査委員会は、悪天候又はコースコンディションの悪化等により1回のみで打ち切る場合がある。

③競技会中止の場合の参加料は、当該競技会が延期された開催日までオーガナイザーが保管する。但し、参加者が延期された競技会に参加しない場合、事務手数料 1,000円を差し引いて参加料は返還される。

第27条 損害の補償

①参加者及び競技運転者は、参加車両及び附属品等の損害、盗難、紛失等の損害及び会場の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。

②参加者、競技運転者、サービス員、ゲストはJAF及びオーガナイザーの大会役員、競技役員が一切の損害賠償の責任を免除されている事を了承しなければならない。即ち、大会役員、競技役員がその職務に最善を尽くす事は勿論であるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト、観客、大会役員の死亡事故、負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第28条 遵守事項

以下の事項について参加者及び競技運転者は、これを遵守しなければならない。これに違反した場合は、罰則を科す場合がある。

①全ての参加者は、明朗かつ公正に行動し、放言を慎みスポーツマンシップに則したマナーを保たなければならない。

②競技中又は競技に関する業務に就いている時は、薬品等によって精神状態を繕ったり飲酒してはならない。

③オーガナイザーや大会後援者、競技役員、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。

④入賞した競技運転者は、必ず表彰式に出席する事。

第29条 本規則の施行並びに記載されていない事項

①本規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。

②本規則に記載されていない事項については、JAF 国内競技規則とその附則及びFIA 国際モータースポーツ競技規則とその附則に準ずる。

③本規則書発効後、JAFより公示された諸規則及び解釈は、全てに優先される。

※JMRC 関東ダートトライアル部会のHPに参加者リストをUPする為、参加受理書は必要な方のみで郵送致します。参加申込書に受理書の不要・必要を記入。